

特定供給設備完成検査調書 (液化石油ガス法第37条の3、規則第62条第3項、規則別表第3)

(バルク貯槽による貯蔵設備)

販売事業者	名称	所在地		
	登録年月日	登録番号		
販売所	名称	所在地		
特定供給設備	供給先名称	所在地		
検査員職氏名				
検査実施年月日		年 月 日	立会者氏名	
許可内容	貯蔵能力	貯槽 k g		
	新規許可	許可年月日	年 月 日 許可番号 第 号	
	変更許可	許可年月日	年 月 日 許可番号 第 号	
		変更の内容	3 t未満地上 3 t未満埋設 3 t以上地上 3 t以上埋設	
番号	検査項目	検査方法	内 容	
19	バルク貯槽の特種設備 第54条第2号イ (第19条第3号イ)	バルク貯槽の規格を特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証により検査する。	製造者の名称又は略称若しくは符号： _____ 検査機関等の名称又は略号若しくは符号： _____ 検査合格証(基準適合証)番号： _____ ガスの種類：可燃性ガス 内容積： V _____ 設計圧力： P 1.8Mpa 設計温度： T 40 _____ 貯槽の表示と照合すること	適 不適
20	保安物件までの距離 第54条第2号ロ(1)	バルク貯槽の外側から第1種保安物件及び第2種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。	第一種保安物件 物件名： [_____] 距離： _____ m (法定：16.97m) 第二種保安物件 物件名： [_____] 距離： _____ m (法定：11.31m) 障壁又は地下埋設の必要性： 有 無 有の場合の措置： 障壁 地下埋設 この場合の保安距離 -----> 適 ・ 不適 貯蔵能力が3t以上の場合は、障壁又は地下埋設を行った場合であっても「第一種保安物件までは13.58m以上、第二種保安物件までは9.05m以上」の距離が必要。	適 不適
21	障壁 第54条第2号ロ(2)	バルク貯槽の障壁の設置状況を目視、図面及び記録により検査する。	障壁： 有 無 有の場合の構造 鉄筋コンクリート 高さ _____ m 厚さ _____ cm -----> 適 ・ 不適 直径 _____ mm鉄筋を 縦 _____ cm 横 _____ cm間隔で配筋 ---> 適 ・ 不適 コンクリートブロック 高さ _____ m 厚さ _____ cm -----> 適 ・ 不適 直径 _____ mm鉄筋を 縦 _____ cm 横 _____ cm間隔で配筋 ---> 適 ・ 不適 鋼板 高さ _____ m 厚さ _____ mm -----> 適 ・ 不適 _____ mm x _____ mm の等辺山形鋼を 縦 _____ cm 横 _____ cmで補強-> 適 ・ 不適 保安距離(検査項目11の「法定」距離)内に対象物がある場合 -> 適 ・ 不適 の有効に保護できる構造(斜角) (例示基準2)	適 不適
22	指定地域内の地盤面下への埋設 第54条第2号ロ(3)	指定地域内のバルク貯槽の地盤面下への埋設状況を目視により検査する。		
23	火気を取り扱う施設までの距離 第54条第2号ハ	バルク貯槽の外側から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。なお、規定の距離を確保できないものであって、当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に漏えいした液化石油ガスが流動することを防止するための措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。	火気施設 物件名： [_____] 距離： _____ m (3t未満:5m以上、3t以上:8m) 流動防止措置の必要性： 有 無 流動防止措置： 有 無 有の場合の措置状況 高さ： _____ m(2m以上)の耐火性の壁類設置 --> 適 ・ 不適 迂回水平距離： _____ m (3t未満:5m、3t以上:8m)-> 適 ・ 不適 (例示基準16)	適 不適
24	防消火設備 第54条第2号ニ	バルク貯槽の防消火設備の設置状況を目視及び図面により検査し、その機能を作動試験又はその記録により検査する。	消火設備 能力： A - 5 B - 12 (A 4、B -10以上) ----> 適 ・ 不適 設置本数： _____本(2000kg以下:2本、2000kg超:3本)-----> 適 ・ 不適 防火設備(3t以上の場合必要)： 散水設備 消火栓 -> 適 ・ 不適 散水設備又は消火栓の機能 -----> 適 ・ 不適 作動試験 記録 (例示基準5)	適 不適
25	安全弁 第54条第2号ホ (第19条第3号ハ(1))	バルク貯槽の安全弁の設置状況を目視等により検査しその機能を安全弁作動試験用器具を用いた作動試験又はその記録により検査する。	安全弁 高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 製品番号の照合 バネ式安全弁であり元弁を設けている -----> 適 ・ 不適 元弁 高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 製品番号の照合 -----> 適 ・ 不適 元弁の措置 -----> 適 ・ 不適 安全弁を取り付けた場合のみ開放できる構造 みだりに操作できないよう施錠、封印等の措置 安全弁の機能 -----> 適 ・ 不適 作動試験 記録 (バルク供給充てん設備告示第3条)	適 不適

番号	検査項目	検査方法	内容	未上	未埋	上上	上埋	検査結果	
26	液面計 第54条第2号 ホ (第19条第3号ハ (2))	バルク貯槽の液面計の設置状況を目視等により検査しその機能を記録により検査する。	高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 機器番号照合 見易い箇所に容易に消えることのない表示 -----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号： _____ 製造番号： _____ 製造年月： _____ 年 月 液面計の機能（記録による） -----> 適 ・ 不適 (バルク供給充てん設備告示第4条)					適	不適
27	過充てん防止装置 第54条第2号 ホ (第19条第3号ハ (3))	バルク貯槽の過充てん防止装置の設置状況を図面等により検査し、その機能を記録により検査する。	高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 製造番号照合 見易い箇所に容易に消えることのない表示 -----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号： _____ 製造番号： _____ 製造年月： _____ 年 月 過充てん防止装置の機能（記録による） -----> 適 ・ 不適 (バルク供給充てん設備告示第5条)					適	不適
28	カップリング用 液流出防止装置 第54条第2号 ホ (第19条第3号ハ (4))	液取入弁のカップリング用液流出防止装置の設置状況を目視により検査し、その機能を記録により検査する。	液取入弁 高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 製造番号照合 見易い箇所に容易に消えることのない表示 ----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号： _____ 製造番号： _____ 製造年月： _____ 年 月 開閉方向 -----> 適 ・ 不適 カップリング用液流出防止装置 高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 製造番号照合 見易い箇所に容易に消えることのない表示 ----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号： _____ 製造番号： _____ 製造年月： _____ 年 月 呼び径： _____ カップリング用液流出装置の機能（記録による） ----> 適 ・ 不適 (バルク供給充てん設備告示第6条)					適	不適
29	ガス取出弁及び 液取出弁のガス 放出防止器又は 緊急遮断装置 第54条第2号 ホ (第19条第3号ハ (5)(6))	ガス取出弁及び液取出弁に取り付けた、ガス放出防止器又は緊急遮断装置の設置状況を目視及び図面により検査し、その機能を記録により検査する。	ガス取出弁 高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 製造番号照合 見易い箇所に容易に消えることのない表示 ----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号： _____ 製造番号： _____ 製造年月： _____ 年 月 開閉方向 -----> 適 ・ 不適 ガス取出弁に取付けの装置： ガス放出防止器 緊急遮断装置 高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 告示第7条第1号ただし書きのものを除く。 製造番号照合 取り付け位置 -----> 適 ・ 不適 見易い箇所に容易に消えることのない表示 ----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号： _____ 製造番号： _____ 製造年月： _____ 年 月 流れの方向 -----> 適 ・ 不適 ガス放出防止器又は緊急遮断装置の機能（記録による） ----> 適 ・ 不適 液取出弁 高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 製造番号照合 見易い箇所に容易に消えることのない表示 -----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号： _____ 製造番号： _____ 製造年月： _____ 年 月 開閉方向 -----> 適 ・ 不適 液取出弁に取付けの装置： ガス放出防止器 緊急遮断装置 高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 告示第7条第1号ただし書きのものを除く 製造番号照合 取り付け位置 -----> 適 ・ 不適 見易い箇所に容易に消えることのない表示 --> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号： _____ 製造番号： _____ 製造年月： _____ 年 月 流れの方向 -----> 適 ・ 不適 ガス放出防止器又は緊急遮断装置の機能（記録による） ----> 適 ・ 不適 (バルク供給充てん設備告示第7条)					適	不適
30	均圧弁のカップ リング 第54条第2号 ホ (第19条第3号ハ (7))	均圧弁に取り付けたカップリングの設置状況を目視により検査し、その機能を記録により検査する。	高圧ガス設備試験合格品 大臣認定品 製造番号照合 見易い箇所に容易に消えることのない表示 -----> 適 ・ 不適 製造者の名称又は記号： _____ 製造番号： _____ 製造年月： _____ 年 月 呼び径： _____ カップリングの機能（記録による） -----> 適 ・ 不適 (バルク供給充てん設備告示第8条)					適	不適
31	バルク貯槽のプ ロテクター 第54条第2号 ホ (第19条第3号ハ (8))	バルク貯槽のプロテクターの設置状況を目視及び図面により検査する。	検査番号25～30に掲げる機器はふた付きのプロテクターで保護されていること -> 適 ・ 不適 ただし26又は27に掲げる機器については、漏えいのおそれがない場合はこの限りでない。 プロテクターの設置 地上設置バルク貯槽 プロテクターは厚さ1.6mm以上の日本工業規格G3101(1995) -----> 適 ・ 不適 SS400又は同等以上 ふた、安全弁の放出管、ガス取出配管、液取出配管、ガス検知器に係る -> 適 ・ 不適 電気ケーブル等に使用されている開口部以外には開口部がないこと 地下埋設バルク貯槽 プロテクターは、厚さ4.5mm以上の日本工業規格G3101(1995) ----> 適 ・ 不適 SS400又は同等以上 (バルク供給充てん設備告示第9条)					適	不適

(バルク貯槽による貯蔵設備)

番号	検査項目	法 検 査 方	内 容	未 上	未 埋	上 上	上 埋	検査結果	
32	バルク貯槽の表示 第54条第2号ホ (第19条第3号ハ(9))	バルク貯槽の周囲から火気厳禁等の朱書きの状況を目視により検査する。	液化石油ガス又はL Pガス -----> 適 ・ 不適 火気厳禁 -----> 適 ・ 不適					適	不適
33	バルク貯槽の緊急連絡先 第54条第2号ホ (第19条第3号ハ(10))	バルク貯槽の緊急連絡先の掲示状況を目視により検査する。	名 称 : [] 電話番号 : []					適	不適
34	バルク貯槽の腐食を防止する措置 第54条第2号ホ (第19条第3号ハ(11))	バルク貯槽の腐食を防止する措置を目視又は記録により検査する。	地上設置バルク貯槽 ┌ 下地処理及び塗装 -----> 適 ・ 不適 地下埋設 (3 t 未満) └ 下地処理及び塗装 -----> 適 ・ 不適 電気防食の措置に用いるマグネシウムと接続するための端子及び -----> 適 ・ 不適 防食電位を測定するための端子の設置 バルク貯槽とプロテクターの電氣的絶縁措置 -----> 適 ・ 不適 バルク貯槽とガス取出配管及び液取出配管の電氣的絶縁措置 -----> 適 ・ 不適 貯槽室に設置しない場合の電気防食措置 -----> 適 ・ 不適 地下埋設 (3 t 以上) ┌ 貯槽室に設置する場合 └ 下地処理、塗装及びアスファルトプライマーの塗布 -----> 適 ・ 不適 貯槽室に設置しない場合 ┌ 塗装及びアスファルト等塗布 -----> 適 ・ 不適 └ 電気防食措置 -----> 適 ・ 不適 バルク貯槽に付属する貯槽室以外に埋設する配管外面の -----> 適 ・ 不適 塗装及びアスファルト等塗布 (バルク供給充てん設備告示第10条)					適	不適
35	バルク貯槽の支柱又はサドルの取り付け 第54条第2号ホ (第19条第3号ハ(12))	バルク貯槽の支柱又はサドルを目視及び図面により検査する。	適当な材質及び構造を有する支柱又はサドルが取り付けられていること					適	不適
36	バルク貯槽及び付属機器の付属機器の気密性能 第54条第2号ホ (第19条第4号)	バルク貯槽及び付属機器について、漏えい試験用設備を用いた漏えい試験又はその記録により検査する。	試 験 記 録					適	不適
37	ガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステム 第54条第2号ホ (第19条第5号)	バルク貯槽のプロテクター内に設けたガス漏れ検知器及びその漏えい警報を常時監視するシステムの設置状況を目視、図面及びその記録により検査し、当該ガス漏れ検知器の機能を作動試験等又はその記録により検査する	検知器の設置： 有 無 有の場合 ┌ 検知器の設置状況 -----> 適 ・ 不適 └ 常時監視するシステムの設置状況 -----> 適 ・ 不適 ┌ 検知器の機能 (作動試験 記録) -----> 適 ・ 不適 無の場合 └ 設置しなくて良い場合の要件 -----> 適 ・ 不適 (バルク供給充てん設備告示第15条)					適	不適
38	液状のガスが滞留しにくい措置 第54条第2号ホ (第19条第6号)	液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置の状況を目視及び図面等により検査する。	滞留しにくい措置 単段減圧式調整器～プロテクター内に設置 二段減圧式一体型調整器～バルク貯槽の直近に設置 二段減圧式分離型調整器～一次側をプロテクター内に設置 その他の方法 () (バルク供給充てん設備告示第16条)					適	不適
39	バルク貯槽の設置方法 第54条第2号へ (第19条第3号ニ(1))	バルク貯槽の設置方法を目視及び図面により検査する	基礎は地盤面から _____ cm の高さ 基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ地盤面から5cm以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないものであること。					適	不適
40	自動車等車両の接触防止措置 第54条第2号へ (第19条第3号ニ(2))	バルク貯槽の自動車等車両の接触防止措置状況を目視及び図面により検査する。	保護柵 縁石 その他 ()					適	不適
41	バルク貯槽の基礎への固定方法 第54条第2号へ (第19条第3号ニ(3))	バルク貯槽と基礎との固定状況を目視及び図面により検査する。	支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定されていること。					適	不適
42	バルク貯槽の接地 第54条第2号へ (第19条第3号ニ(4))	バルク貯槽の接地状況を目視及び図面により検査する	バルク貯槽と大地とが絶縁されている場合 ┌ 設置棒：直径7mm以上、長さ300mm以上の銅製 -----> 適 ・ 不適 └ 接続線：断面積5.5mm以上、ろう付け、溶接接続金具等により -----> 適 ・ 不適 確実に接続 バルク貯槽と大地とが絶縁されていないため上記措置は行って -----> 適 ・ 不適 いない (バルク供給充てん設備告示第11条)					適	不適
43	安全弁の放出管等 第54条第2号へ (第19条第3号ニ(5))	バルク貯槽の安全弁の放出管等の設置状況を目視等により検査する。	放出管の開口部 位置は、プロテクターの外とし、かつ、バルク貯槽の頂部から10cm -----> 適 ・ 不適 以上の高さであること。 開口部の雨水の浸入を防ぐ措置 -----> 適 ・ 不適 この場合、安全弁の作動による液化石油ガスの吹き出しの妨げとならない構造であること。 開口部の方向は、上向きとすること -----> 適 ・ 不適 (バルク供給充てん設備告示第12条)					適	不適
51	貯蔵設備、気化装置及び調整器の供給能力 第54条第3号 (第18条第4号)	貯蔵設備、気化装置及び調整器の液化石油ガスの最大消費数量を供給しうることを目視により検査し必要に応じ図面又は記録により検査する。	(例示基準27)					適	不適
52	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓の欠陥 第54条第3号 (第18条第5号)	バルブ、集合装置、供給管及びガス栓に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであることを目視により検査する。	(基本通達規則第18条関係9)					適	不適
53	バルブ、集合装置及び供給管の腐食防止措置 第54条第3号 (第18条第6号)	バルブ、集合装置及び供給管の腐食防止措置を目視、図面及び記録等により検査する。	(例示基準28)					適	不適
54	バルブ、集合装置及び供給管の材料 第54条第3号 (第18条第7号)	バルブ、集合装置及び供給管に使用されている材料を記録又は図面により検査する。	記 録 図 面 (例示基準28)					適	不適

(バルク貯槽による貯蔵設備)

番号	検査項目	検査方法	内容	検査結果
55	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験 第54条第3号 (第18条第10号)	バルブ、集合装置、気化装置及び供給管について漏えい試験設備を用いた漏えい試験又はその記録により検査する。	試験記録 (例示基準29)	適 不適
56	気化装置の欠陥 第54条第3号 (第18条第19号イ)	気化装置に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであることを目視及び記録により検査する。		適 不適
57	気化装置の耐圧試験 第54条第3号 (第18条第19号ロ)	気化装置について耐圧試験設備を用いた2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。	試験記録	適 不適
58	気化装置の構造 第54条第3号 (第18条第19号ハ)	気化装置の構造が直火で直接液化石油ガスを加熱する構造でないことを目視及び図面により検査する	(基本通達規則第18条関係12)	適 不適
59	気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置 第54条第3号 (第18条第19号ニ)	気化装置の液化石油ガスの流出を防止する措置について目視及び図面により検査する。	措置内容 フロートによる自動制御弁の制御 気化装置の温度による自動制御弁(又は調整器出口)の制御 熱媒の温度による自動制御弁の制御 (例示基準33)	適 不適
60	気化装置の温水部の凍結防止措置 第54条第3号 (第18条第19号ホ)	気化装置の温水部の凍結防止の措置状況を目視、図面及び記録により検査する。	措置内容 温水に不凍液添加 不燃性断熱材料を用いた気化装置全体又は温水部被覆 (例示基準34)	適 不適
61	調整器の欠陥及び液化石油ガスへの適合 第54条第3号 (第18条第20号イ)	調整器に使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものであること及び消費する液化石油ガスに適合したものであることを目視により検査する。	腐食、割れ等の欠陥 -----> 適・不適 液化石油ガスの適合性 -----> 適・不適	適 不適
62	調整器の耐圧性能及び気密試験 第54条第3号 (第18条第20号ロ)	(1) 調整器(二段式減圧用二次側のものを除く)の高圧部について耐圧試験設備を用いた2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた1.5MPa以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。 (2) 調整器(二段式減圧用二次側のものに限る)の高圧部について耐圧試験設備を用いた0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査し耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた0.15MPa以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。	二段式減圧用二次側を除く調整器 高圧部の耐圧試験 : 試験 記録 -----> 適・不適 組立状態の気密試験 : 試験 記録 -----> 適・不適 二段式減圧用二次側に限る調整器 高圧部の耐圧試験 : 試験 記録 -----> 適・不適 組立状態の気密試験 : 試験 記録 -----> 適・不適	適 不適
63	調整器の調整圧力及び閉そく圧力 第54条第3号 (第18条第20号ハ)	(1) 調整器(生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る)の調整圧力は、2.3kPa以上3.3kPa以下であり、かつ、閉そく圧力は3.5kPa以下であることを圧力測定設備を用いた試験又はその記録により検査する。 (2) 調整器((1)に規定するものを除く)の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであることを圧力測定設備を用いた試験又はその記録により検査する。	生活の用に供する液化石油ガスに係る調整器 調整圧力 : 試験 記録 -----> 適・不適 閉そく圧力 : 試験 記録 -----> 適・不適 生活の用以外に供する液化石油ガスに係る調整器 調整圧力 : 試験 記録 -----> 適・不適 閉そく圧力 : 試験 記録 -----> 適・不適 (例示基準30)	適 不適
64	地下室等の緊急遮断装置 第54条第3号	地下室等の緊急遮断装置又はバルブの設置状況を目視又は記録により検査する。	地下室等(告示第3条)の有無: 有 無 有の場合の措置 緊急遮断装置 当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において-> 適・不適 直ちに供給を停止することができるものであること 貯蔵設備ごとにこれに近接して設けられていること 適・不適 バルブの設置 -----> 適・不適 供給・消費・特定供給設備告示第4条で定める地下室等に限る措置。 機器番号照合 (供給・消費・特定供給設備告示第3条、第4条)	適 不適
65	バルク貯槽と調整器との間に設置される管の耐圧試験 第54条第4号イ	バルク貯槽と調整器の間に設置される管について、耐圧試験設備を用いた2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。	試験記録	適 不適
66	一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管の耐圧試験 第54条第4号ロ	二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管について、耐圧試験用設備を用いた0.8MPa以上の圧力で行う耐圧試験又はその記録により検査する。	試験記録	適 不適
44	バルク貯槽の埋設深さ 第54条第2号ト (第19条第3号ホ(1))	バルク貯槽の埋設深さを目視及び図面により検査する	バルク貯槽の頂部は _____ cm以上地盤面から下にある バルク貯槽の頂部は、30cm以上地盤面から下にあること。	適 不適
45	バルク貯槽の自動車等乗り入れ防止措置 第54条第2号ト (第19条第3号ホ(2))	バルク貯槽の自動車等乗り入れ防止措置状況を目視及び図面により検査する。	縁石 その他()	適 不適
46	バルク貯槽の浮き上がり防止措置 第54条第2号ト (第19条第3号ホ(3))	バルク貯槽の浮き上がり防止措置を図面により検査する。	告示で定める方法 下部にコンクリート板を設置し、アンカーボルト固定用プレート -> 適・不適 ・合成繊維性ボルトにより固定 コンクリート板の質量計算等 -----> 適・不適 上記と同等以上の性能を有する方法()----> 適・不適 (バルク供給充てん設備告示第13条)	適 不適
47	埋設に用いる土又は砂 第54条第2号ト (第19条第3号ホ(4))	バルク貯槽の埋設に用いる土又は砂を目視等により検査する。	石塊等のない土又は砂を用いていること。	適 不適

番号	検査項目	検査方法	内 容				検査結果	
48	ガス検知用の孔あき管 第54条第2号ト (第19条第3号ホ(5))	バルク貯槽のガス検知用の孔あき管の設置状況を目視及び図面により検査する。	バルク貯槽の周囲10cm以内に1本以上 -----> 適・不適 ガス検知用孔あき管は、両端が開いた硬質合成樹脂製又はステンシル製のものであって、その一方を地盤面上に開口させ、土砂等が入らないようにふたを取り付け、他方の先端をバルク貯槽の底部より深い位置に埋設していること -----> 適・不適 ガス検知用孔あき管の内径は20mm以上とし、全長にわたって直径10mm以上の孔を10cm以下の間隔で開けたもの又は直径5mm以上の孔を5cm以下の間隔で開けたものを、その外側及び底面を65μm以上100μm以下の合成樹脂又はステンシル製の網で被覆し、又は孔あき管と同仕様の管を隙間を0.6mm以下として設置し、土砂が入らない構造としたものであること -----> 適・不適 (バルク供給充てん設備告示第14条)				適	不適
49	バルク貯槽の標識杭 第54条第2号ト (第19条第3号ホ(6))	バルク貯槽の標識杭を目視及び図面により検査する。	水平投影面の四隅に埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置していること。				適	不適
50	バルク貯槽のプロテクターの断熱材 第54条第2号ト (第19条第3号ホ(7))	プロテクターの断熱材を図面により検査する。	プロテクターのふたは、厚さ5cm以上の不燃性の断熱材を裏当てしていること。				適	不適
67	埋設するバルク貯槽 第54条第2号チ(1)	埋設するバルク貯槽の設置状況を図面及び記録により検査する。	埋設： 有 無 有の場合の措置 貯槽室に設置し、次のいずれかの措置が講じてある バルク貯槽の周囲に乾燥砂を詰めている -----> 適・不適 バルク貯槽を水没させている -----> 適・不適 貯槽室内を強制換気している -----> 適・不適 次のいずれかの措置が講じてあり、貯槽室内に設置していない 横置きにより埋設 -----> 適・不適 深井戸式により埋設 -----> 適・不適 (例示基準17) バルク貯槽の頂部は30cm以上地盤面より下にある -----> 適・不適 貯槽を二以上隣接して設置する場合にはその相互間に1m以上の間隔が保たれている -----> 適・不適				適	不適
68	貯槽間の距離 第54条第2号チ(2)	バルク貯槽の外側から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に測定できる場合に限り目視による検査に替えることができる	他の貯槽等： 有 無 有の場合の貯槽間の距離： _____m (法定：_____m) 他の貯槽等に対し1m又は当該バルク貯槽及び当該他の貯槽等の最大直径の和の1/4の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離が必要 法定距離がとれない場合の水噴霧装置 -----> 適・不適 (例示基準37)				適	不適
69	バルク貯槽の基礎 第54条第2号チ(3)	バルク貯槽の基礎の状況を記録又は図面により検査しバルク貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視及び図面により検査する。	バルク貯槽の基礎は不同沈下等により当該バルク貯槽にひずみが生じないようなものであり、バルク貯槽の支柱は同一の基礎に緊結すること。 (例示基準20)				適	不適
70	バルク貯槽及びその支柱の温度上昇を防止するための措置 第54条第2号チ(4)	地盤面上に設置するバルク貯槽及びその支柱についてその構造の耐熱性及び冷却用散水装置その他の冷却装置の設置状況を目視及び記録により検査し、当該冷却装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。	措置内容： 噴霧装置(散水装置含む) 消火栓 準耐火構造貯槽 噴霧装置 5m以上離れた位置で操作できること -----> 適・不適 噴霧装置は貯槽全表面に噴霧できる固定した装置であること -----> 適・不適 貯槽表面積1㎡につき5L/min(準耐火構造貯槽の場合は2.5L/min)以上の割合で計算した水量を噴霧できるものであること -----> 適・不適 消火栓 5m以上離れた位置で操作できること -----> 適・不適 当該貯槽の外側から40m以内に、貯槽に対していずれの方向からも放水できるものであること -----> 適・不適 筒先圧力が0.245MPa以上、放水能力350L/min以上であること -----> 適・不適 貯槽表面積40㎡(準耐火構造貯槽の場合は85㎡)につき消火栓1個の割合で計算した個数以上であること -----> 適・不適 噴霧装置又は消火栓の機能(作動試験 記録)-> 適・不適 準耐火構造貯槽である場合の被覆 -----> 適・不適 高さ1m以上の支柱に係る措置 被覆 噴霧装置又は消火栓 -----> 適・不適 (例示基準24)				適	不適
71	バルク貯槽の静電気を除去する措置 第54条第2号チ(5)	バルク貯槽の静電気を除去する装置の状況を目視及び記録により検査する。	(例示基準26)				適	不適
72	耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造 第54条第2号チ(6)	耐震設計構造物の地震の影響に対して安全な構造の状況を目視、図面及び記録により検査する。	(耐震告示)				適	不適
検査結果		合格			不合格			
指示事項等の改善確認方法		検査項目番号	確認方法	処 置				
注)確認方法欄には、文書報告、写真報告、再検査等の改善事項についての確認方法を記載する。								
備 考								

上記「番号」は、規則別表第3の検査項目の番号に対応した番号である。
 上記「検査内容」中、 は設備の状況に応じレ印を記載し検査する項目、 は該当する場合は必ず検査が必要となる項目である。